



令和4年度 第1回

# 入間市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和4年6月29日（水）11:00～12:00

会場：入間市役所B棟5階 全員協議会室

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景





- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

設計・製造	<p><b>【環境配慮設計指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>	 <付け替えボトル>	
販売・提供	<p><b>【使用の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> </ul>	 <ワンウェイプラスチックの例>	
排出・回収・リサイクル	<p><b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。</li> </ul> <div style="text-align: center;">                   &lt;プラスチック資源の例&gt;             </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul> <div style="text-align: center;">                   &lt;店頭回収等を促進&gt;             </div>	<p><b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

▼ <施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

# 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応



- 脱炭素社会の実現に向けて、膨大なCO2が発生するプラスチックごみ焼却量を削減することが重要です。
- 令和4年4月1日より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、これまで資源として回収していた**プラスチック製容器包装**に加えて、**プラスチック使用製品廃棄物**（製品プラスチック）を一括で回収することが可能になりました。
- 具体的には、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、一括で回収してリサイクルする新たな分別方法を検討する必要があります。

## プラスチック製容器包装の例

### ボトル類、チューブ類

- シャンプー・リンス・洗剤・ケチャップ・歯磨き粉等の容器
- キャップ、ラベル類（ボトル、びん類のプラスチック製のふたやキャップ）
- ペットボトル飲料のふた・ラベル、インスタントコーヒーのビンのキャップ、エアゾール缶のふた、プラスチック製ボトルについているふたやキャップ



### カップ類

- プリン、ヨーグルト、ゼリー、アイスクリームのプラスチック製の容器
- 袋類・フィルム類（食料品、日用品の入っていた袋や包装に使われたラップやフィルムなど）
- 菓子、食パン・菓子パン、米、野菜、冷凍食品、インスタント食品、乾麺、かつお節などの乾燥食品、トイレトペーパーの袋、豆腐パックやいちごのパックのフィルム



### パック類

- たまご、豆腐、味噌、いちごのパック
- トレイ類
- 肉・野菜・刺身・果物などが入っていたトレイ、クッキー缶の仕切り、和菓子のトレイ、せんべい・珍味などの固定用仕切り

### その他

- 発砲スチロール（緩衝材・保冷ケースなど）、果物や野菜などのネット、薬（錠剤）のシート、気泡緩衝材（プチプチ・エアキャップ等）など

## プラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）の例

### プラスチックマーク のないプラスチック

- 歯ブラシ
- コップ・バケツ
- 桶・洗面器
- CD・CDケース
- ボールペン・シャープペン
- 食器（スプーン・ホーク・箸など）
- 製氷皿
- 洗濯バサミ
- タッパー型保存容器
- おもちゃ・プラモデル
- 調理器具（ボウル・おたま・フライ返しなど）
- 湯たんぼ
- ポリ容器
- ハンガー など



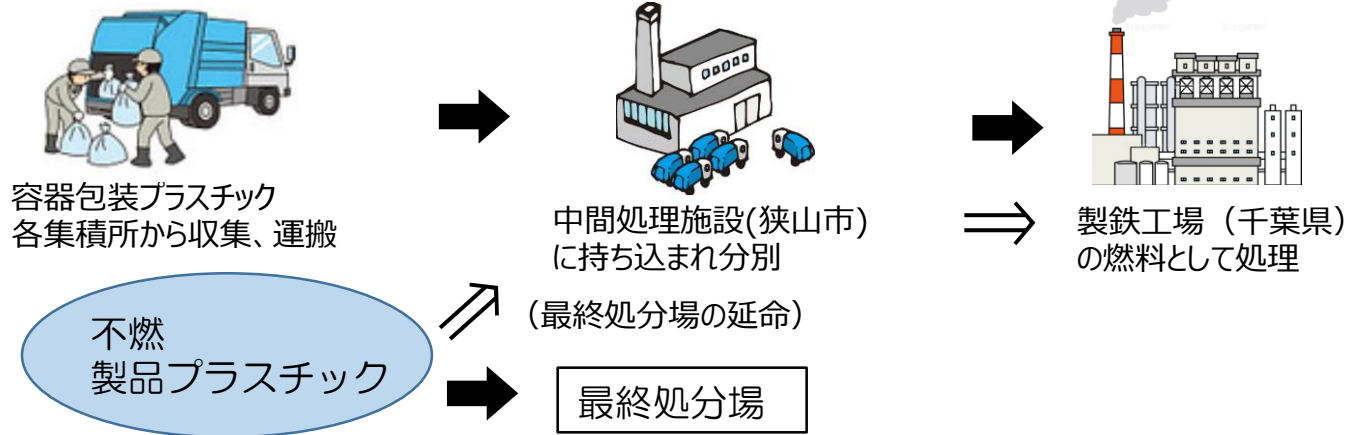


# 入間市におけるプラスチックごみ一括回収の現状と課題

- ①『容器包装プラスチック』は、指定法人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会) の委託ルートを活用し、資源化。
- 本来資源となる②『製品プラスチック』は、金属類、せともの、ガラス製品などと一緒に収集し、不燃ごみとして破碎し埋め立っている。
- 収集回数は、不燃ごみ、プラスチックごみ共に月 4 回。
- ①、②を一括回収にすると不燃ごみが減るのに月 4 回の収集が適当かどうかも含めて検討が必要。

## プラスチックごみの回収ルート

現在  
一括回収 ⇒



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	可燃ごみ	ビン・缶・ペットボトル 有害ごみ	可燃ごみ	プラスチック・ ビニール類	可燃ごみ	不燃ごみ
8	9	10	11	12	13	
14	可燃ごみ	古布・紙類	可燃ごみ	プラスチック・ ビニール類	可燃ごみ	不燃ごみ
15	16	17	18	19	20	
21	可燃ごみ	ビン・缶・ペットボトル 有害ごみ	可燃ごみ	プラスチック・ ビニール類	可燃ごみ	不燃ごみ
22	23	24	25	26	27	
28	可燃ごみ	古布・紙類	可燃ごみ	プラスチック・ ビニール類	可燃ごみ	不燃ごみ
29	30	31				
	可燃ごみ	—	可燃ごみ			

現在の  
収集  
日程

# プラスチックごみ一括回収スケジュール（案）



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月

家庭ごみの組成分析調査の実施

可燃ごみ、不燃ごみ  
市内6地区から試料採取

- 調査結果の報告

● 10/1市報  
結果報告

家庭ごみの減量に関する市民アンケートの実施

ごみ処理費用について  
ごみ減量の取り組み  
温暖化対策の取り組み

- 調査結果の集計

● 10/1市報  
結果報告

市民への周知

10/1市報 HP・SNS  
(組成調査、アンケート結果、一括回収のお知らせ)

● 市内12自治会へのごみ減量3Rに関する地区説明会にて、一括回収のお知らせ

廃棄物減量等推進審議会

第2回 審議会 諮問  
第3回 審議会  
第4回 審議会 答申

ごみの分け方・出し方  
ごみチャンネル  
ごみアプリ

● 改訂版の作成

配布

ごみアプリの改訂

プラスチックごみ一括回収の実施

# 家庭ごみの組成分析調査の概要

## 業務の目的

排出されるごみの状況(組成)の現状を把握し、具体的な減量化・資源化の検討をするための基礎資料を作成することを目的とする。

## 実施時期・実施方法

- 1 7月上旬に実施
- 2 市内6地区から、対象とする集積所を選定し、集積所の対象世帯数や地域性を踏まえ、可燃ごみ200kg程度(40~50袋)の調査試料を通常の収集とは別に「家庭ごみ組成分析調査実施中」の掲示をしたトラックで採取。クリーンセンターへ持ち込み分析を行う。不燃ごみについても可燃ごみと同様とする。
- 3 採取した試料は右記分類表により35項目に分け分析する。



区分	No.
厨芥類(生ごみ)	
調理くず	1
直接廃棄	2
食べ残し	3
紙類	
新聞・チラシ	4
雑誌・雑ごみ	5
段ボール	6
紙パック	7
紙おむつ	8
その他の紙	9
布類	
資源になるもの	10
資源にならないもの	11
木くず等	
草木類(草・生木・枝類)	12
その他の木類	13
	14
プラスチック類	
プラスチック・ビニール類(資源)	15
プラスチック・ビニール類(汚れ有)	16
ペットボトル	17
その他の軟質プラスチック類	18
その他の硬質プラスチック類	19
その他のプラスチック類	20

金属類		
スチール缶		21
アルミ缶		22
スプレー缶等		23
その他金属		24
ガラス類		
ガラスびん		25
びん以外のガラス		26
せともの・石類		27
土砂・残土・灰		28
電池類		29
蛍光管・白熱球等		30
体温計・温度計		31
その他の可燃ごみ		32
その他の不燃ごみ		33
ごみ袋		
外袋		34
内袋		35

## 調査の効果

分析結果により、今後のごみの減量化・資源化、収集体制の見直し、ごみ袋の有料化、「ひとり1日100gのごみ減量」へ向けた検討の基礎資料となる。